

○自動車の保管場所証明等事務の取扱いについて

令和7年3月24日
道本交規第4441号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
自動車の保管場所証明等事務については、「自動車の保管場所証明等事務の取扱いについて」（令6. 3. 18道本交規第4473号。以下「旧通達」という。）に基づいて運用してきたところであるが、令和6年5月に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律145号）が改正され、保管場所標章が廃止されることに伴い、所要の見直しを行い、令和7年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、適正かつ円滑な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

1 目的

この通達は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）に基づく保管場所の確保に係る証明（以下「保管場所証明」という。）、保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）及び保管場所の変更届出（以下「保管場所変更届出」という。）に関する事務について必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

2 準拠

保管場所証明、保管場所届出、保管場所変更届出等（以下「保管場所証明等」という。）に関する事務については、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び「自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について」（令和7. 3. 24道本交規第4428号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この通達の定めるところによる。

3 事務処理の期間

保管場所証明等の事務処理に当たっては、次表の処理期間内での交付に努めること。

なお、処理期間に受理日は含まないものとする。

種 別	処分の概要	処理期間
申 請	証明書の交付又は証明通知	3 日
再 申 請	証明書の交付	1 日
証明書再交付	証明書の交付	1 日

4 保管場所証明等の対象自動車

(1) 保管場所証明の対象自動車

次の処分を受けようとする自動車（運送事業用自動車を除く。以下同じ。）で、令附則第2項第1号に規定する地域に使用の本拠の位置があるもの

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第4条に規定する新規登録

イ 車両法第12条に規定する変更登録（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）

ウ 車両法第13条に規定する移転登録（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）

(2) 保管場所届出の対象自動車

ア 新規に運行の用に供しようとする軽自動車（運送事業用自動車を除く。以下同じ。）で、令附則第2項第2号に規定する地域（以下「軽自動車適用地域」という。）に使用の本拠の位置があるもの

イ 軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を変更した軽自動車で、保管場所の位置を変更したもの

ウ 軽自動車適用地域となった時に、現に当該地域に使用の本拠の位置を有している軽自動車で、当該地域が軽自動車適用地域となった日以後に所有者の変更があった場合の新所有者が軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を有しているもの

エ 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の当該自動車で、使用の本拠の位置を変更せず、引き続き運行の用に供するもの

(3) 保管場所変更届出の対象自動車

ア (1)又は(2)の事項に該当する自動車で、使用の本拠の位置を変更せず、保管場所の位置を変更したもの

イ 保管場所の変更届出のあった自動車で、変更後の保管場所の位置を更に変更したもの

5 保管場所証明申請の受理等（電子申請を除く。）

(1) 保管場所証明申請の受付

ア 保管場所証明の申請に関する書類（以下「申請書」という。）は、原則として当該申請に係る自動車1台ごとに提出させること。

イ 行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく行政書士による申請については、申請者からの委任状を確認し、代理申請として受け付けること。

ウ 申請書の提出者は、申請者、申請者の代理人（以下「申請者等」という。）又は申請者等から依頼を受けた使者のいずれでもよい。

エ 申請書の車台番号欄が空欄のまま申請されたものについては、有効なものとして受理すること。ただし、車台番号が確定しない間は、自動車保管場所証明書（以下「証明書」という。）の交付は行わないこと。

(2) 申請書の点検

次の項目について点検すること。

なお、カについては必要書面を確認すること。

ア 申請書の訂正箇所は二重線等で訂正されているか。

イ 保管場所の位置は自署管内か。

ウ 要綱別記第2号様式の保管場所使用権原疎明書面（以下「自認書」という。）の権原者及び要綱別記第3号様式の保管場所使用承諾証明書（以下「承諾書」という。）の使用期間等は適正か。

なお、承諾書に代わる契約書等については、承諾書の内容を具備しているか。

エ 保管場所の所在図については、保管場所付近の道路、駅、学校等目標となる建物、使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離、方位等が明示され、必要事項が記載されているか。

オ 保管場所の配置図については、保管場所、保管場所周囲の建物及び空き地、保管場所に接する道路、その幅員等、必要事項が記載されているか。

カ 添付された書類では保管場所としての使用権原を疎明できない場合や、いわゆる「車庫飛ばし」等の違法行為の疑いがある場合については、必要により駐車場貸借契約書、駐車場料金の領収書、家賃、公共料金の領収書等、保管場所として使用する権利、資格を疎明する書面の提出を求め、当該申請に対する疑義を明らかにすること。

(3) 書類の訂正

保管場所証明書交付前の書類の訂正については、次のとおりとする。

ア 保管場所証明申請書の訂正は、訂正したことが明らかとなるよう、訂正箇所を二重線等で訂正させること。ただし、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し再提出するよう申請者等に教示すること。

申請者等に交付する保管場所証明書の訂正箇所には、署長の訂正確認印を押印するなど、記載内容の真正性確保に留意すること。

イ 行政書士による代理申請の場合は、訂正権限が委任されていることを確認した上で、当該行政書士の職印により訂正させること。

なお、訂正権限が委任されていることが確認できない場合は、申請者本人に訂正させること。

ウ 保管場所使用承諾証明書を訂正する場合は、承諾者本人以外は訂正できないものとする。

(4) 申請書の受理

申請書に不備等がない場合は、規則別記様式第1号及び要綱別記第1号様式の自動車保管場所証明申請書のそれぞれに北海道警察文書管理規程（平成27年警察本部訓令第6号）に定める文書收受印（以下「受付印」という。）を押印し、受付年月日を記入するとともに、証明書に受理番号及び交付予定年月日を記入すること。

(5) 申請書の一括受理

申請者が同一で、使用の本拠の位置及び保管場所の位置が同一である複数台の車両に係る申請が一括して提出された場合は、要綱第3の表に掲げる添付書類は各1通とすることができる。

(6) 証明書の交付予定月日の告知

申請書を受理したときは、証明書の交付予定年月日を告知すること。

6 保管場所の現地調査

保管場所証明の審査に当たっては、要綱第6の3の事項及び次により当該申請に係る保管場所の調査（以下「現地調査」という。）を実施すること。

(1) 保管場所に立ち入る場合は、警察手帳その他身分を証する書面を提示するなど、その身分及び目的を明らかにし、相手方の承諾を得るとともに、できる限り申請者等の立会を求めた上で立ち入ること。

(2) 現地調査に当たっては、下記の適否判断基準に基づき、保管場所の実態と申請書の記載事項について確認すること。

ア 保管場所の位置

使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートルを超えないものであること。

イ 保管場所の広さ

保管場所証明申請に係る自動車の全体を収容できるものであること。

ウ 保管場所に通ずる道路

(ア) 当該道路から保管場所に安全に出入りできるものであること。

(イ) 当該道路が道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路である場合は、保管場所証明申請に係る自動車について、車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「制限令」という。）の規定に抵触しないこと。ただし、道路法第47条の2第1項又は制限令第12条の規定により、道路管理者が申請に対して、特殊車両通行許可証又は特殊車両通行認定書を交付することが明らかな場合は、この限りでない。

(ウ) 当該道路が道路法第2条第1項に規定する道路以外の道路である場合は、保管場所証明申請に係る自動車が適法かつ安全に通行できるものであること。

(エ) 当該道路が道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条による自動車の通行禁止の交通規制が行われている道路である場合は、署長が通行を許可するやむを得ない事由があること。

エ その他

(ア) 保管場所が消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、自然公園法（昭和32年法律161号）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）等により、保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所である場合は、保管場所として認めないこと。

(イ) 保管場所が倉庫、展示場、作業所等他の目的に使用される部分である場合は、保管場所として認めないこと。ただし、保管場所としての空間が柵、鋸、区画線等により、常時確保されていることが明らかな場合は、この限りでない。

(3) 現地調査の結果、保管場所の確保について疑義がある場合は、関係者に対して質問を行うほか、必要により再調査を行うこと。

(4) 現地調査を行った場合は、その結果について、要綱別記第1号様式の自動車保管場所証明申請書の調査報告欄に記載するとともに、自動車保管場所現地調査報告書（別記第1号様式）により警察署長（以下「署長」という。）に報告すること。

また、保管場所調査業務の委託調査員から、現地調査結果について不相当と報告された保管場所証明申請については、警察職員による再調査を行い、その結果を自動車保管場所申請取扱結果報告書（別記第2号様式。以下「取扱結果報告書」という。）により署長に報告すること。

7 証明書の交付

(1) 証明書の交付等

保管場所が確保されていると認められるときは、規則別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書の自動車保管場所証明書欄に必要事項を記載し、証明書を交付すること。

なお、申請者等への証明書の交付にあつては、申請者等以外の第三者への誤交付防止に配慮すること。

(2) 証明書を交付しない場合の措置

ア 不可処分理由書の交付

保管場所が確保されていると認められないときは、規則別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書の右上部欄外の余白に「不可」と朱書きし、証明書を交付しない理由について、原則として不可処分理由書（別記第3号様式）を作成し、申請者等に交付すること。

イ 審査請求及び取消訴訟に関する教示

申請者等に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に規定する審査請求に関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）第46条に規定する取消訴訟に関する教示を行うこと。

ウ 書類の返却

申請者等が来署し、申請書の返却を要求したときは、申請者等に規則別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書及び添付された書類を返却することができる。この場合、北海道収入証紙（以下「収入証紙」という。）が貼付された当該申請に係る要綱別記第1号様式の自動車保管場所証明申請書については、返却しないこと。

なお、申請者等が来署しないときは、証明書を交付しない理由を口頭で教示

すること。

エ 署長への報告

不可処分理由書を交付する際は、証明書を交付しない理由及びその経緯を明らかにするため、取扱結果報告書を作成し署長に報告すること。

なお、申請者等から証明書の交付が必要なくなった旨の連絡を受けたときも同様とする。

オ 書類の整理

証明書を交付しない場合において、書類を返却したときは、当該返却書類の写しを要綱別記第1号様式の自動車保管場所証明申請書及び取扱結果報告書とともに保管し、証明書を交付しなかった経緯を明らかにしておくこと。

8 証明書の再交付

(1) 再交付申請の受理

証明書の盗難、遺失、汚損等による再交付の申請については、当該証明書と同一内容の証明書となることを申請者等に教示し、規則別記様式第1号及び要綱別記第1号様式の自動車保管場所証明申請書各1通を提出させ受理すること。

この場合、要綱第3の表に掲げる添付書類の提出は不要とする。

(2) 証明書の再交付

証明書を再交付する場合は、規則別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書の右上部欄外の余白に「再交付」と黒又は青色で記載し、交付すること。この場合、証明年月日及び受理番号は先に交付した証明書のとおり記入すること。

なお、手数料は不要とする。

9 保管場所届出及び保管場所変更届出

(1) 保管場所届出及び保管場所変更届出の受付

保管場所届出及び保管場所変更届出（以下「届出」という。）の受付は、5の(1)のアからウまでの事項に準じて行うこと。

(2) 届出書類の点検

書類の点検は、5の(2)の事項に準じて行うこと。

(3) 届出書類の受理

届出書類に不備がない場合は、規則別記様式第2号の自動車保管場所届出書（新規・変更）に受付印を押印し、受付年月日及び受理番号を記入すること。

(4) 届出書類の一括受理

届出書類の一括受理は、5の(5)の事項に準じて行うこと。

10 電子申請による保管場所証明

(1) 保管場所証明通知申請の受付

ア 窓口開設時間帯は、システムを常に起動させ、保管場所証明通知申請の有無を確認し、申請書、自認書、承諾書、所在図、配置図等を出力すること。

イ 申請内容の点検は、5の(2)の事項に準じて行い、補正すべきものがある場合は、システムにより申請者等に補正指導を行うものとする。

なお、自署管内の申請であり、現地調査に影響がないものと認められる場合は、補正の完了を待つことなく、現地調査を委託することとするが、出力した申請書の右下部欄外に「補正中」と朱書きした上で委託すること。

ウ 他の警察署の管轄に係る保管場所証明通知申請のデータが到達した場合は、速やかに当該データを当該警察署に転送すること。

(2) 保管場所の現地調査

6の事項に同じ。

(3) 保管場所証明通知

上記調査により保管場所が確保されていると認められるときは、システムにより保管場所証明通知を行うこと。

(4) 保管場所証明通知を行わない場合の措置

ア 保管場所が確保されていると認められないときは、システムにより保管場所証明通知申請を却下する旨の通知を行うこと。

イ 保管場所証明通知申請を却下する理由及び経緯を明らかにするため、取扱結果報告書により署長に報告すること。

(5) 車台番号欄が空欄のまま申請された場合の措置

当該申請に係る現地調査を行い、保管場所として適当で、かつ上記(1)イの事項による補正が完了した時点で、システムにより自動で登録情報処理機関に車台番号の取得依頼が行われることから、当該申請のデータを常に確認の上、車台番号の取得後に(3)の事項の通知を行うこと。

(6) 証明可否の通知時の留意事項

証明可否の通知を行った後は、当該申請の訂正及び入力内容の修正ができないことに留意すること。

11 備付簿冊

警察署に、次に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

(1) 自動車保管場所証明書交付事務処理簿（別記第4号様式）

(2) 自動車保管場所届出書（新規・変更）事務処理簿（別記第5号様式）

(3) 自動車保管場所管理台帳（別記第6号様式）

12 保管場所証明等に係る事務処理簿の作成

(1) 5及び10の事項による申請の受理に当たっては、システムにより自動車保管場所証明書交付事務処理簿を出力し、経緯を明らかにしておくこと。

(2) 9の事項による自動車の届出及び自動車の変更届出の受理に当たっては、システムにより自動車保管場所届出書（新規・変更）事務処理簿を出力し、経緯を明らかにしておくこと。

13 事務処理簿の点検要領

(1) 12の(1)の事項により作成した事務処理簿について、各月の月末までに、当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあっては警部補）が交付状況（事務処理簿の交付年月日、交付者欄及び未交付証明書等の保管状態等）を確認するこ

と。

- (2) 確認を行った当該業務を主管する警部（警部の配置のない所属にあつては警部補）は対象事務処理簿の各葉の欄外に確認日を記載して押印すること。

14 受理番号の構成

保管場所証明等を受理した際の12桁の番号のことであり、システムに登録する際の規則性は次のとおりである。

なお、5の(4)のウ及び9の(3)で記入する受理番号は、次のアからエの事項を省略できるものとする。

- (1) 固定値1桁（「1」）
- (2) 警察署コード3桁（別表「警察署コード」のとおり）
- (3) 年コード2桁（西暦年下2桁）
- (4) 申請・届出区分コード1桁（次表のとおり）

区 分	申請・届出区分コード
電子・保管場所証明申請	1
電子・保管場所届出及び変更届出	2
書面・保管場所証明申請	6
書面・保管場所届出及び変更届出	7

- (5) 暦年の一連番号5桁

15 商品車の取扱い

- (1) 自動車保管場所管理台帳の整備

自動車販売取扱業者（以下「販売業者」という。）が自動車を販売する目的に保有する、いわゆる商品中古車（以下「商品車」という。）については、販売業者に自己の保有する商品車の保管場所ごとに自動車保管場所管理台帳（別記第6号様式。以下「管理台帳」という。）を備え付けるよう協力を求めること。

- (2) 管理台帳の取扱い

ア 管理台帳は、販売業者において保管場所ごとに2部作成し、うち1部を管轄警察署に提出させること。

イ 管理台帳には、要綱別記第2号様式の使用権限疎明書面（自認書）及び要綱別記第4号様式の保管場所の所在図・配置図を添付させること。

ウ 管理台帳の有効期間は、毎年4月1日から1年間とする。

エ 管理台帳に変更が生じたときは、その都度、販売業者において補正させるものとし、警察署備付けの管理台帳については、現地調査の都度補正すること。

オ 警察署備付けの管理台帳は、販売業者ごとに五十音別に整理分類するとともに、現地調査時に当該管理台帳を携行するなど、適切に活用すること。

カ 同一の保管場所において同時に2台以上の現地調査を行ったときは、1通の現地調査報告書に包括して記載することができる。

キ 商品車の収容可能台数については、おおむね次の基準によること。

車 種	幅(m)	長さ(m)	面積(m ²)
普通乗用自動車	3.0	6.0	18.0
普通貨物自動車	3.5	10.0	35.0
大 型 自 動 車	3.5	13.0	45.5

16 手数料の確認等

(1) 収入証紙の確認

申請書に貼付された収入証紙の額面が、申請に応じた収入金相当額であるか確認すること。

(2) 収入証紙の消印

収入証紙の消印は、別に定めるところにより行うこと。

(3) 手数料の免除

手数料免除の取扱いについては、北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成12年道公安委員会規則第7号）によるものとし、手数料を免除した際は、要綱別記第1号様式の自動車保管場所証明申請書の収入証紙貼付欄に「手数料免除」と朱書きしておくこと。

17 特異事案の報告

署長は、保管場所証明等の事務に係る特異な事案を認知したときは、速やかに交通部長（札幌方面以外の方面の警察署にあっては当該方面本部長）に報告すること。

※ 別表等は省略